

# 役員報酬規程

平成14年 6月 1日制定

平成15年 6月 1日改正

平成20年 6月26日改正

平成24年11月30日改正

令和5年8月30日改正

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人建築物管理訓練センター(以下「本会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する報酬について定めることを目的とする。

## (報酬の額)

第2条 役員報酬の額は、理事等の勤務形態に応じて、理事長が決定するものとする。

## (報酬の支給方法及び支給日)

第3条 役員報酬は、毎月支給するものとする。

- 2 役員報酬の支給は、毎月25日とし支給日が銀行法上の休日に当たる場合は、その前日に支払う。
- 3 役員報酬は、法令又は規程に基づき、その役員報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員同意を得た場合は、その申出により役員指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

## (新たに役員となった者の報酬)

第4条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月の途中で役員となった者の報酬は、日割り計算とする。

## (役員でなくなった者の報酬)

第5条 役員が退職した場合には、その月分の報酬を支給する。

- 2 月の途中で退職した者の報酬は、日割り計算とする。

(日割り計算)

第6条 報酬を支給する場合で、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の報酬の額は、1日当たり月額の $\frac{2}{2}$ 分の1とする。算出した金額に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げるものとする。

(通勤手当)

第7条 役員には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、本人の住居の最寄り駅から勤務事業所の最寄り駅に至る通勤用定期乗車券の購入に要する実費を3か月ごとに支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成24年11月30日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和5年8月30日から適用する。